

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

平成 26 年度橋本市一般会計補正予算(第 9 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

平成 26 年度橋本市一般会計補正予算(第 9 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 27 年 1 月 15 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

平成 26 年度 橋本市一般会計補正予算（第 9 号）

平成 26 年度橋本市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,624 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,941,232 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 1 月 15 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		309,065	1,306	310,371
	1 分 担 金	8,584	1,306	9,890
15 県支出金		1,892,499	4,290	1,896,789
	2 県補助金	803,632	4,290	807,922
18 繰 入 金		1,595,132	28	1,595,160
	2 基金繰入金	1,523,264	28	1,523,292
歳 入 合 計		27,935,608	5,624	27,941,232

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災害復旧費		13,665	5,624	19,289
	1 農林水産施設災害 復旧費	2,864	5,624	8,488
歳 出 合 計		27,935,608	5,624	27,941,232